令和５年度
建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習ご案内

ＵＲＬ：http://www.kensaibou-yamagata.jp（各講習計画の詳細を掲載中）

山形労働局長登録教習機関（鉄骨組立登録第 71 号）
登録有効期間　２０２４年３月３０日
建設業労働災害防止協会山形県支部

労働安全衛生法の一部改正（平成４年１０月１日施行）により、**建築物の骨組み又は塔であって金属製の部材により構成されるもの（その高さが５ｍ以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更に関する作業（建築物の鉄骨の組立て等の作業）**は、技能講習を修了した作業主任者（法第１４条、政令第６条第１５号の２の作業）を選任しなければ作業ができないことになっております。

上記の資格取得のための講習会を下記のとおり開催いたします。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

１　講習開催日

日　　程	講習会場
令和　６年　３月　４日（月）　9:00～16:45 ３月　５日（火）　9:00～15:40	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原１６６０ ＴＥＬ：０２３７－８３－２２１１

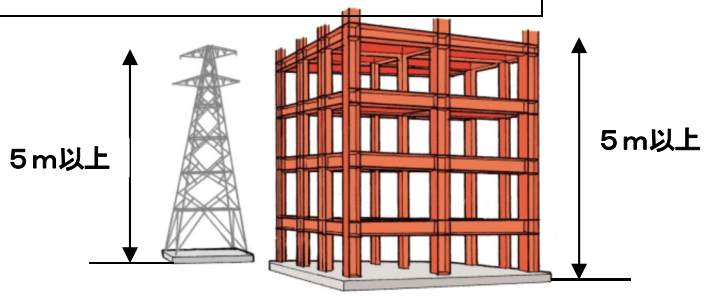

２　受講資格（下記の何れかに該当する方）

【全科目受講者　学科：１２時間 】

① 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に３年以上従事した経験を有する者

② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後２年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

③ その他厚生労働大臣が定める者

（注１）上記の経験には満１８才未満の期間は入りません。（年少者労働基準規則第８条）

（注２）上記①、②、③の経験についての証明は所属事業主とします。　（受講申込書に証明欄があります。）
但し、事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明したときは発行済の修了証は無効となります。

（注３）受講資格確認のため、経験年数を必ず記入すること。

（注４）受講資格②・③の経験年数が３年に満たない者は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等を必ず添付すること。

【講習一部免除受講者　学科：３時間 】

① 職業能力開発促進法施行令（昭和４４年政令第２５８号）別表第１に掲げる検定職種のうち、とびに係る１級又は２級の技能検定に合格した者

（注１）該当する検定証の写しが必要です

免除科目	講習日程
○作業方法に関する知識 ○工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	**講習２日目　10:40～15:40　【 集合時間　10:15　時間厳守 】** ※　**一部免除者は講習２日目のみの参加となります。** ※　免除科目以外の学科試験となります。

３　受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区　分	一　般	建災防会員 （会員には教材費補助）
◎全科目受講者	受講料 12,220円 教材費　1,914円	受講料 12,220円 教材費　　0円
	合　計 14,134円	合　計 12,220円
◎一部免除受講者	受講料　7,120円 教材費　1,914円	受講料　7,120円 教材費　　0円
	合　計　9,034円	合　計　7,120円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後２ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

４　受講申込先．手続き

（イ）受講手続き

① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

② 受講資格を証明する書面（検定証等）の写しを、申込書の裏面に必ず貼付すること。

③ 全科目受講者と一部免除受講者とでは、受講料と講習時間に差がありますので、ご注意下さい。

（注１）上記①．②を予め申込先に郵送（提出）して下さい。
（注２）定員（５０名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

（ロ）受講料納入

① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習５日前まで納入すること）

② 振込手数料はご負担願います。

③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせて頂きます。

（ハ）申込み・お問い合わせ先

〒９９０－０５０５　　寒河江市大字白岩字久保川原１６６０
建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形　　TEL：0237（83）2211　　FAX：0237(83)2212

①　山形銀行　県庁支店　普通Ｎｏ．　０１８９７５８
口座名　建設業労働災害防止協会　山形県支部

②　きらやか銀行　山形東支店　普通Ｎｏ．　００６３８３８
口座名　建設業労働災害防止協会　山形県支部

※ 申込書を提出後、上記２行のいずれかにお振込み下さい。

５　修了証　　所定の科目を受講し、修了試験で合格した者に講習終了後、**即日交付**となります。

【統合修了証】　※令和2年1月より運用開始
○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に**「技能講習 統合修了証」**を発行します。
○**建災防山形県支部発行の「技能講習修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。**
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

６　その他

① **受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。身分証を忘れると、受講できません。**

② **遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意下さい。**

③ 受講料納入後、学科講習日の３日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または
建設業技能安全センター
検索 CLICK!